

# 浜松市屋外広告物簡易除却事務処理要領

## 1 趣旨

この要領は、屋外広告物法（昭和24年法律第189号。以下「法」という。）、浜松市屋外広告物条例（平成17年条例第153号。以下「条例」という。）及び浜松市屋外広告物条例施行規則（平成17年規則第138号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、条例の規定に違反して道路等に設置され、又は放置されているはり紙、はり札等、広告旗、立看板等の簡易除却に関し必要な事務処理を定める。

## 2 用語の定義

### (1) 屋外広告物

屋外広告物とは、常時又は一定の期間継続して屋外で公衆に表示されるものであって、看板、立看板、はり紙及びはり札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されるもの並びにこれらに類するものをいう。（法第2条）

営利的な商業広告だけでなく、非営利的なものも含まれる。  
一定の観念、イメージ等の伝達を目的に公衆に表示されるもの。  
（例： 絵画、写真、材質、アドバルーン、電光ニュース、陶壁画、壁面絵画）

### (2) 簡易除却の対象広告物

#### ア はり紙

建物、工作物等に、直接貼り付けられ、又はボール紙に紙を貼り付けたもの等で容易にとりはずすことができるはり紙（ポスター、チラシ等）。

#### イ はり札等

容易に取りはずすことができる状態で工作物等に取りつけているはり札その他これに類する広告物。

#### ウ 広告旗

容易に移動させることができる状態で立てられ、又は容易に取り外すことができる状態で工作物等に取り付けられている広告の用に供する旗（これを支える台を含む。）。

#### エ 立看板等

容易に移動させることができる状態で立てられ、又は工作物等に立て掛けられている立看板その他これに類する広告物又は掲出物件（これを支える台を含む。）。

## 3 簡易除却の条件（法第7条第4項）

### (1) はり紙

下記のいずれかに該当するもの。

ア 許可を受けずに表示、掲出されたもの。

イ 条例で定める適用除外に明らかに該当しないと認められるもので、条例で定める禁止された場所、禁止された物件に掲出されているもの。

### (2) はり札等、広告旗、立看板等

管理されずに放置されている<sup>(注1)</sup>ことが明らかで、下記のいずれかに該当するもの。

ア 許可を受けずに表示、掲出されたもの。

イ 条例で定める適用除外に明らかに該当しないと認められるもので、条例で定める禁止された場所、禁止された物件に掲出されているもの。

注1（店先にある場合は、広告物の管理する者へ除却する旨を指導してから5日間以上放置されているもの。）

#### 4 除却対象から除くもの

- (1) 法令の規定により表示するもの（条例第6条第1項第1号）及び国並びに公共団体、公益法人、その他これらに類する団体が公共的目的をもって表示する広告物等で規則に定める基準に適合するもの（条例第6条第1項第2号）
- (2) 公職選挙法による選挙運動の期間に選挙運動のために使用するポスター、立札等（条例第6条第1項第3号）
- (3) 民有地の違反物件
- (4) 広告物表示の許可を受けたことを証する許可シールを貼付したものの又は許可証印のあるもの。ただし、許可期間を経過したもの（簡易除却対象広告物に限る。）は除却できる。

#### 5 除却の心得

- (1) 違反広告物について管理者等に改善指導し、又は物件を除却する際は、身分証明書（第1号様式）及び腕章（第2号様式）を携帯し、関係人の請求があったときは、身分証明書を提示しなければならない。
- (2) 交通の輻輳する道路にあっては、交通安全に十分留意するものとする。
- (3) 政治団体、町内会等準公的団体のものは慎重に対処すること。
- (4) 違反広告物について関係者へ改善指導し、又は異議の申し出があった際は、十分言動に注意して接すること。

#### 6 簡易除却処理の記録

違反広告物を簡易除却したときは、「違反広告物除却・保管報告書」（第3号様式）により取りまとめ、当該広告物又は掲出物件が放置されていた場所を浜松市都市整備部土地政策課（以下「担当課」という。）へ報告する。

#### 7 除却広告物の公示（法第8条第2項、条例第26条、規則第21条）

- (1) はり紙を除き、各関係機関等で報告された内容は、担当課で取りまとめ、本庁の掲示場へ公示（掲示）する。また、公示期間は次のとおりとする。
  - ア はり札等、広告旗、立看板等 1週間
  - イ それ以外の物件 2週間
- (2) 担当課では規則で定める「保管広告物又は掲出物件一覧簿」（規則第19号様式）を備え付け、関係者に自由に閲覧できるようにする。
- (3) 前号においても、所有者がわからない特に貴重な広告物等は、浜松市公告式条例に規定する掲示場（本庁の掲示場）に掲示し、公示する。

#### 8 除却広告物の保管・返還

- (1) 簡易除却した物件は、各自（各関係機関）の倉庫にて、一定期間保管するものとする。公示期間を終えてからの保管期間は次のとおりとする。ただし、はり紙等で財産的価値が認められないものについてはこの限りでない。（法第8条第3項、条例第27条第1項）
  - ア はり札等、広告旗、立看板等 2日
  - イ 特に貴重な広告物等 3月
  - ウ その他の広告物等 2週間
- (2) 保管期間中に引取りの申し出があったときは、所有者等であることの証明を確認し、規則で定める受領書（規則第20号様式）を徴し、返還すること。（条例第28条、規則第23条）

## 9 除却広告物の売却・廃棄

(1) 売却できる場合は次のとおりとする。(法第8条第3項)

ア 除却広告物が滅失、又は破損するおそれがあるときで、広告物等の価額に比し、保管に不相当な費用を要する等の場合。

イ 保管期間を経過しても引取りの申出がないときで、広告物等の価額に比し、保管に不相当な費用を要する等の場合。

(2) 売却する方法は、次のとおりとする。

ア 一般競争入札(条例第27条第4項、規則第22条)

入札期日の前日から5日前以上に「種類、形状、数量、入札日、入札場所、その他必要な事項」を本庁又は各区役所の掲示板に掲示等公示を行なう。

イ 指名競争入札(条例第27条第5項、規則第22条)

なるべく、3以上の入札者を指定し、「種類、形状、数量、入札日、入札場所、その他必要な事項」をあらかじめ通知する。

ウ 随意契約(条例第27条第6項)

競争入札に付しても入札者がいない場合、又は競争入札に付することが適当ではないときは、随意契約により売却することができる。そのときは、なるべく2以上の者から見積書を徴さなければならない。

(3) 広告物の価額が著しく低い場合において、売却しても買受人がないとき又は売却しても買受人がないことが明らかであるとき等の場合には、廃棄することができる。(法第8条第4項)

(4) 保管した広告物(売却した代金も含む。)を公示の日から起算して6月経過しても返還できないとき、広告物の所有権は、浜松市に帰属する。(法第8条第7項)

## 10 除却作業の実施

(1) 通常業務

通常業務における道路パトロール等において、違反広告物を確認したとき処理対応する。

(2) 一斉除却日(クリーンデー)

屋外広告物適正化旬間(9月1日から10日まで)にあわせ、関係機関と一体となり、一斉に違反広告物の処理を実施する。

附 則

この要領は、平成8年4月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成9年5月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成17年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年7月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年8月1日から施行する。

第 1 号様式

← 5 5 mm →

第 号

# 身 分 証 明 書

所 属

職氏名

年 月 日生

上記の者は、屋外広告物法第 7 条第 2 項、第 3 項及び第 4 項並びに浜松市屋外広告物条例第 2 0 条第 2 項の規定による違反に対する措置を行うことができる者であることを証する。

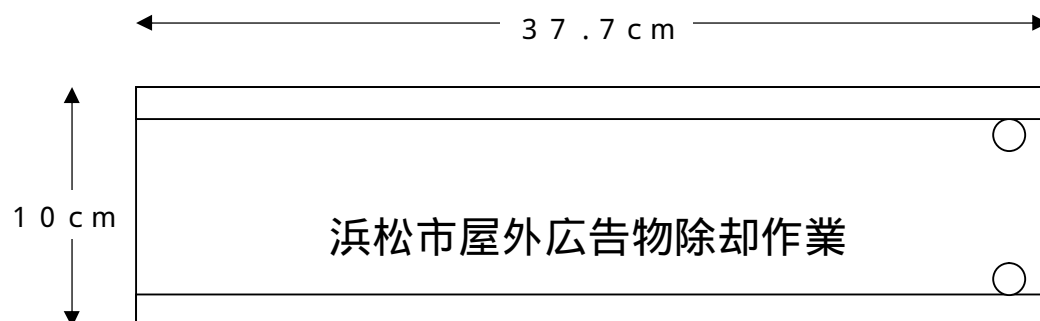
年 月 日交付

□

浜松市長

9 1 mm

第2号様式



- 備考
- 1 地色は緑色とする。
  - 2 文字部分については黒色とする。
  - 3 ビニール製

# 第3号様式

第3号様式

違反広告物除却・保管報告書

年 月 日

(あて先) 土地政策課長 様

所属 (課・事務所等)

報告者

浜松市立看板等の簡易除却事務処理要領に基づき、違反広告物を次のとおり除却、保管したので報告します。

整理 番号	掲出物件の種類、数量及び形状						形状(m)	放置されていた場所	除却した 年月日時	保管を始めた 年月日時	保管の場所	備考
	はり 紙	はり 札 等	広 告 旗	立 看 板 等	そ の 他	合 計 数						